

## 錦江町農業委員会 2月定例総会会議録

○ 開催日時 令和6年2月22日（木） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員10人）

会長	1番	安水 純一
会長代理	2番	鳥越 秀一
委員	3番	宿利原 勝吉
委員	4番	元丸 敏朗
委員	5番	宿利原 進
委員	6番	安田 憲次
委員	7番	徳永 哲朗
委員	8番	鍋 康博
委員	9番	貫見 和洋
委員	10番	畠中 正秋
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	寺田 郁哉
委員	13番	毛下 利美
委員	14番	内藪 雄治

農地利用最適化推進委員	内藪 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○欠席

農業委員 元丸委員

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 事務局次長 坂口 美智代  
書記 永田 宗成・折久木 まり子・舞原 利博

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第41号 農地法第3条許可申請について

議案第42号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地  
利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第43号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地  
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第44号 非農地証明願について

○事務局	皆さんお疲れさまです。それではただいまより、令和6年2月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章の朗読を本日は8番鍋委員にお願いいたします。
○鍋委員	憲章朗読。
○事務局	ありがとうございました。それでは会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。先日の二町研修大変ご苦労さまでした。それに関して一言皆さんにお願いがあります。24名中ですね10名の参加ということで、大変残念でした。私たちは準公務員という立場の中で、研修というのは公務になっております。ですので、体調の不良のある方、冠婚葬祭、またいろんな役職をされている方もおられますので、それでどうしても抜けられないという方もおられると思いますが、そういうこと以外は頑張ってお力を出して参加していただきますようよろしくお願いいたします。またこの農業委員とか推進委員になろうという志の中で、それぞれが思いを持っていることと思います。どうかそれに恥じないように、みんなで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただいまより令和6年2月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。元丸委員から欠席の報告が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に14番内菌委員と2番鳥越委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。次に会務報告についてを議題といたしますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい。資料の1ページをご覧ください。2月の会務報告を行います。2月5日に臨時議会がございまして私が出席しております。6日、7日は南大隅町との2町研修ということで、会長のお話にもありましたとおり、10名の委員の皆様と事務局から2名出席したところでございます。7日は農地中間管理事業推進担当者会議がございまして担当者2名が出席しております。14日はタブレット及びサポートシステム先進事例研究会が鹿児島市でございまして永田書記が出席しております。15日は第1回地域計画の策定話し合いということで、馬場と城元地区、大根占水田の地域計画策定のための話し合いを行いました。本委員会からは鳥越委員、本釜委員、寺田委員、山中推進委員、内菌推進委員に出席していただきまして、策定に向けた話し合いを行ったところでございます。19日は大隅地域サツマイモ基腐病対策プロジェクト本部会議が鹿屋市でございました。私が出席いたしまして、安水会長は会長の立場ではなく耕作者の立場で安水会長も出席されました。20日は現地調査、非農地証明願に関する現地調査を行います。鍋委員、貫見委員、白桃推進委員に立会いをお願いしたところでございます。22日、本日でございますが、2月の定例総会でございます。26日には町議会3月議会が開会いたします。私が出席する予定として

	<p>おります。27日は農業委員会事務局長等会議が鹿児島市でございます。私が産業振興課関係のちょっと会議出席のため、27日は坂口次長に出席してもらうこととしております。会務報告については以上でございます。</p>
○会長	<p>ただいまの会務報告について、質問等ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>ないようですので、以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第41号農地法第3条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>はいでは3ページをお開きください。受付番号16番の譲渡人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。経営規模等はお目通しください。場所が神川字東大久保4053番7、台帳現況ともに地目は畑、地積が1,142㎡です。譲受人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。経営規模等はお目通しください。受付番号17番の譲渡人の方が〇〇さん、北海道の方です。経営規模等はお目通しください。場所は神川字山頭4703番1、台帳現況地目とも畑です。地積が388㎡です。譲受人の方が〇〇さん、神川上の方です。経営規模等はお目通しください。受付番号18番の譲渡人の方が〇〇さん、大橋下の方です。経営規模等はお目通しください。場所が城元字鎮守ノ前1732番5、地目が台帳現況とも田、地積が400㎡です。譲受人の方が〇〇さん、中西の方です。経営規模等はお目通しください。以上です。</p>
○会長	<p>次に水流推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○水流推進委員	<p>これは〇〇ということでしたので、先に申しております。〇〇さんは、兼業農家ではありますが、米やら、らっきょうを作っておられますので、大丈夫かと思えます。よろしくお願ひします。</p>
○会長	<p>次に徳永委員の報告をお願いいたします。</p>
○徳永委員	<p>はい。譲渡人の〇〇さんはですね、去年お母さんが亡くなられてまして、この土地を相続されたものです。その土地については、お母さんが、譲受人の〇〇さんのお父さん〇〇さんが10数年前から耕作していた土地です。今回の相続を機会に、〇〇さんのほうに売買という形になりました。〇〇さん、サラリーマンですけども兼業農家として、今後耕作していくということで、売買が成立したものです。また、お父さんの〇〇さんとこの土地と一緒に耕作されますので、今までの〇〇さんの実績から含めると売買については、問題はないというふうに考えております。価格は〇〇円です。以上です。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。次に内菌推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○内菌推進委員	<p>はい。受付番号18番の〇〇さんと〇〇さんは利用権設定で、契約を結んでつくられてる田んぼでございます。今回ですね〇〇さんのほうからもう作ることもないしということで、〇〇さんにもらってこないかということで、〇〇という形で話がまとまっております。条件をクリアしておりますし、何ら問題ないかと思えますので、審議のほどよろしくお願ひします。</p>

○会長	はい。事務局の説明と担当委員の報告がありました。質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第 41 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 41 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に議案第 42 号旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	それでは 5 ページをお開きください。受付番号 11 番の譲渡人の方が〇〇さん、笑喜の方です。経営規模等はお目通しください。場所は神川字横高尾 7482 番 6、地目は台帳現況とも畑、地積が 2,829 m <sup>2</sup> です。譲受人の方が〇〇さん、神川新町の方です。経営規模等についてはお目通しください。以上になります。
○会長	次に、宿利原勝吉委員の報告をお願いいたします。
○宿利原勝吉委員	受付番号 11 番の報告をいたします。〇〇さんのは、昨年度あっせんにかかっておりましたが、名義がまだなおっておらず、名義をなおしてからあっせんということで今になってしまいました。譲受人の〇〇さんは、宿利原のほうで 50 頭ほど牛を養っております。錦江町の定める要件を全てクリアしておりますので、何ら問題がないかと思われま。審議のほうをよろしくをお願いいたします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありました。質疑はありませんか。
○宿利原勝吉委員	すいません。お金は全部で〇〇です。
○会長	ありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第 42 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 42 号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 43 号旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、2 回に分けて審議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号 435 号から 442 号についての事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	それでは 7 ページをお開きください。受付番号 435 番と 436 番の貸し人の方が〇〇さん、長谷の方です。場所が 2 筆ありまして、田代麓字拂川と田代麓字

	<p>湯之谷に1筆ずつです。地番はお目通してください。地目は2筆とも田です。地積が合計で1,280㎡です。期間が令和6年2月23日から令和10年12月14日までです。小作料は、全部で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、西中郡の方です。受付番号437と438の貸し人の方が〇〇さん、辺志切の方です。場所が2筆ありまして、いずれも田代川原字平石前です。地番はお目通してください。地目は2筆とも田です。地積が合計で1,050㎡です。期間が令和6年2月23日から令和10年12月14日までです。小作料が水利費と米〇〇俵です。借り人の方が〇〇さん、鶴園の方です。受付番号439番の貸し人の方が〇〇さん、橋ノ口の方です。場所が田代川原字平石前118番1、地目が田、地積が335㎡です。期間が令和6年2月23日から令和10年12月14日までです。小作料は、水利費です。〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鶴園の方です。受付番号440番と441番の貸し人の方が〇〇さん、神之浜二区の方です。場所が2筆ありまして、いずれも馬場字西です。地番はお目通してください。地目は2筆とも田です。地積が合計で2,330㎡です。期間が令和6年2月23日から令和10年12月14日までです。小作料は全部で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、宮脇の方です。受付番号442番の貸し人の方が〇〇さん、鶴園の方です。場所が田代川原字小牧ノ下1224番、地目が田、地積が522㎡です。期間が令和6年3月1日から令和11年2月28日までです。小作料は、水利費〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鶴園の方です。以上になります。</p>
○会長	事務局から説明がありましたが、ここで鍋委員の報告をお願いいたします。
○鍋委員	報告いたします。受付番号435、436番についてですが、まず場所ですが、2筆とも経済連の肥育センター上流から田代中央運動公園まで流れている長谷川を利用している水田地帯の中にあります。昨年〇〇さんが90歳という高齢もあり、耕作放棄をしてあったことから、隣接地を耕作されておられる〇〇さんが管理に支障を感じておられたことから相談に行かれました。また〇〇さんも、来月には子どもさんが住まれている鹿児島市へ行かれ、そして奥さんが入居されておられる介護施設への入居も予定されているということから、家族と相談し水田を荒らすよりも管理をしてほしいという結論になり、話がまとまりました。借り人の〇〇さんは、地鶏800羽の飼育のほか、飼料米及び需給米の耕作をされておられ、管理等を含め錦江町の定める要件は十分クリアしていると認められ何ら問題ないと思います。終わります。
○会長	次に貫見委員の報告をお願いいたします。
○貫見委員	はい、報告いたします。受付番号437から439号の借り人の〇〇さんでございます。この3筆とも継続の案件でございますので、何ら問題はないかと思っております。よろしくお願いいたします。
○会長	次に山中推進委員の報告をお願いいたします。
○山中推進委員	〇〇さんのこの田んぼは、中西の自治会の入り口の所です。〇〇さんは宮脇で、息子と一緒に幅広く農業をしています。よろしくお願いいたします。

○会長	次に舞原推進委員の報告をお願いいたします。
○舞原推進委員	受付番号 442 番報告いたします。この農地は、〇〇さんが現在稲作されている田んぼの隣にあって、〇〇さんが米が少し足りないということで、〇〇さんに相談したところ、〇〇さんはここ数年前から耕作されていない田んぼでありましたので、快く了解してもらいました。〇〇さんに関しましては現在、〇〇に勤めておられまして、今度借りられる周辺の田んぼも〇〇に何筆かお世話になっているところですので。管理は特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○事務局	すいません。さっき言い忘れたんですけど別紙でA 4 の横の用紙がありますので、そちらに借り人の方の経営等の詳細がありますので、そちらもご覧ください。
○会長	ありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 435 号から 442 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 435 号から 442 号については、原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 443 番から 451 番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、これからの案件につきましては、農地中間管理事業に係るものになります。したがって借り人の方は全て県の地域振興公社となっております。また、期間につきましても全て令和 6 年 2 月 28 日から令和 11 年 2 月 27 日までとなっております。では、受付番号 443 番の貸し人の方が〇〇さん、山下の方です。場所が田代麓字山神 2722 番 1、地目が田、地積が 530 m <sup>2</sup> です。小作料が〇〇円です。受付番号 444 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所が田代麓字中村上原 5558 番 2、地目が畑、地積が 2,947 m <sup>2</sup> です。小作料が〇〇円です。ページめくりまして、受付番号 445 から 447 の貸し人の方が〇〇さん、山下の方です。場所は 3 筆ありまして、いずれも田代麓字牧原川原です。地番はお目通しください。地目はいずれも田となっております。地積が合計で 2,118 m <sup>2</sup> です。小作料が合計で〇〇円です。受付番号 448 番の貸し人の方が〇〇さん、鶴園の方です。場所は田代川原字池ノ迫 1933 番 1、地目が畑、地積が 1,109 m <sup>2</sup> です。小作料は〇〇円です。受付番号 449 番の貸し人の方が〇〇さん、霧島市の方です。場所が田代川原字道ノ迫 3116 番 5、地目が畑、地積が 2,419 m <sup>2</sup> です。小作料が〇〇円です。受付番号 450 番の貸し人の方が〇〇さん、中園の方です。場所が城元字中鳥井 1251 番、地目が田、地積は 3,017 m <sup>2</sup> のうち 1,500 m <sup>2</sup> です。小作料は〇〇円です。受付番号 451 番の貸し人の方が〇〇さん、寺前の方です。場所が馬場字木原ノ上 1988 番 2、地目が田、地積

	が 529 m <sup>2</sup> です。小作料は米〇〇kg です。今回の案件に対する配分計画案が別紙でA 3で横長のほうで印刷してありますので、そちらのほうもまたご参考ください。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありました、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので、質疑なしと認め採決いたします。受付番号 443 番から 451 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 443 番から 451 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて議案第 44 号非農地証明願についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 10 ページをお開きください。受付番号 6 番の申請日は令和 6 年 1 月 29 日です。申請人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は田代川原字落ノ上 3684 番 1、地目が台帳が田で、現況は山林となっております。地積が 1,986 m <sup>2</sup> です。受付番号 7 番の申請日が令和 6 年 2 月 6 日です。申請人の方が〇〇さん、富山県の方です。場所が田代麓字中村上原 5560 番 1、地目は台帳が畑ですが、現況は山林となっております。地積が 3,252 m <sup>2</sup> です。場所ですが、11 ページのほうにですね広域の地図のほうではありますが、6 番のほうと 7 番が併せてありますが、中村上原のほうは、役場のそば、田代中学校のそばですね。落ノ上のほうは早瀬の自治会のそばという形になっております。具体的な場所につきましては、12、13 ページにあります。まず、7 番のほうは、12 ページになりまして、左側のほうに中学校がありまして、この中村上原の団地の 1 番奥のほうと言えいいですかね、この右下のほうは申請地になっております。6 番のほうは 13 ページになりまして、地図でいきますとですね、右上のほうに写ってはいないんですが、右上のほうに薄らですが、川がありまして、そのまだ上の方に原沢の休憩所がありますが、そのちょっとそばといえそばにはなりますが、この早瀬の集落から鳥淵のほうの集落に向かう途中の山の中という形になっております。場所につきましては、ちょっと分かりづらい点があるかもしれませんが以上のようなところになっております。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありました、ここで白桃推進委員の報告をお願いいたします。
○白桃推進委員	6 番の〇〇さんは退職しておられるんですけども、この現地はもう耕作しなくなってから 20 年近くなってると思います。周りもほとんど荒地が多くて耕作地としては無理かなあというようなところでした。もう山としてみてもいいのではと思います。よろしくお願いいたします。
○会長	次に鍋委員の報告をお願いいたします。
○鍋委員	はい、説明します。2 月 20 日午後 1 時半より事務局 3 名と貫見委員の合わ



	<p>せて5名で調査をいたしました。場所については、先ほどもありましたが12ページを見ていただきたいんですが、田代中学校の敷地の隣に広がっている南部開発で造成がなされた圃場のすぐ隣になります。今回のこの圃場は、当時の造成事業に参加をされておられず当時の状況のままと思われる。現状では山林となっております。ここの造成事業をされた年月を改良区に確認しましたところ、平成に入ってからすぐに工事が始まり、平成7年には参加者個人への還付がなされたとのことでした。また当時の状況を知る人にも話を聞いたところ、もう工事前には既に杉の植栽がなされていたように思うということでした。今年が平成では36年になりますので、植栽後35年以上は経つ山林になるようです。このことから、今回の非農地証明は妥当なものであると判定をしております。以上です。</p>
○会長	事務局の説明並びに担当委員の報告がありました。質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め、採決いたします。お諮りいたします。議案第44号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって、議案第44号については、原案のとおり決定いたしました。以上で令和6年2月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それでは以上をもちまして令和6年2月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。ありがとうございました。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

14 番

2 番

議事録調整者